

9月10日は下水道の日

下水道 水から聞こえる「ありがとう」

水は、私たちが生きていく上で欠かすことのできない貴重な資源です。近年、私たちの生活は豊かになりましたが、日常生活や産業活動などから排出される大量の汚水は、自然の力だけでは浄化できない状態になっています。

下水道は、汚水をきれいな水にみぎえらせ川や海に返す施設として、私たちだけでなく、将来の世代へ豊かな自然と快適な環境を引き継ぐために、欠くことのできない施設です。

ここでは、下水道に関する各種制度や注意点について紹介します。



市の下水道普及率

市では、昭和48年に公共下水道事業に着手し、同60年、御幸町に市浄化センター（汚水処理場）を開設しました。その後、下水道本管敷設工事を重ね、平成22年6月末現在、下水道普及率（※1）は82・9%、水洗化率（※2）は79・0%となりました。

今後より多くの方に下水道を利用していただくため、皆さんのご理解とご協力の下、さらなる水洗化を促していきます。

※1 行政人口に対し下水道を利用できる人口の占める比率

※2 下水道を利用できる区域内の人口に対し、実際に下水道を利用している人口の比率

補助金制度のご案内

市では、下水道への接続を促進するため「改造資金融資あっせん及び利子補給制度」と「宅地内汚水ポンプの補助金制度」を行っています。

●改造資金融資あっせん及び利子補給制度

供用開始（下水道が使えるように

なった年）後3年以内に、自宅などのくみ取り式トイレなどの改造費用を金融機関から借り入れた時、返済額のうち利子分を市で補助する制度です（新築は対象外）。

●宅地内汚水ポンプの補助金制度

宅地が道路より低いなど、自然流下による排水が困難でポンプ設備が必要な方に、その設置費用の一部を補助する制度です。

※これらの制度は、それぞれに補助要件があります。

下水道を使用するときの注意点

最近、下水道の本管に油や水に溶けないものが流れ込み、これらが原因で本管が詰まってマンホールポンプが故障する事故が起きています。

下水道の利用に当たっては、次のことを守ってください。

1. 台所のごみや油脂類は流さない
台所から出る野菜くず、残飯、てんぷら油を排水管に流すと、排水管が詰まったり、排水設備の機能が低下する原因になります。

2. 水洗トイレには水に溶けない物

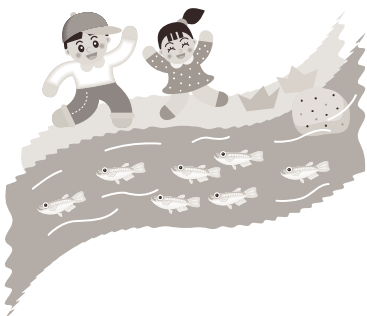
を流さない

水に溶けない紙やおむつ、たばこやガム、ビニールなどを流すと詰まりの原因になります。

3. アルコールやガソリンは流さない
汚水升やマンホールのふたを開けて、アルコールやガソリンなど揮発性の高い危険物を流すと、下水管の中で爆発したり管を損傷するなどの事故につながるため、絶対に流さないでください。

4. マンホールにごみや土砂を捨てない
マンホールは下水管の点検や修理をするものです。ごみや土砂を捨てないでください。

5. 宅内排水設備の近くには植樹しない
排水管や汚水升に木の根が侵入して詰まりや破損の原因になります。





▲取り付け管にキャップをして閉栓

◆**下水道を廃止する場合**
下水道に接続されていた建物を壊し駐車場やさら地などにする場合は、取り付け管に雨水や土砂が入らないよう閉栓し、下水道に接続する前と同じ状態にして、下水道課に「廃止届」を提出してください。

◆**休止・再開制度**
下水道には、休止・再開の制度があります。
長期間下水道を使用しないときには「休止届」を提出していただくと、水道の使用量が0㎡の場合に下水道使用料が無料になります。再び下水道を使用するときには「再開届」を提出してください。
なお、これらの制度は届け出制です。下水道をまったく使用していても「休止届」が提出されなければ下水道使用料が掛かります。

◆**下水道使用料金の計算方法** 下水道使用料金は水道の使用量に応じて算出されます。

区 分		使 用 料 金			
		基 本 料 金		従量料金（1 ㎡当たり）	
		排除汚水量	料 金	排除汚水量	料 金
①	水道水を使用した場合	10㎡まで	1,600円	11㎡～ 20㎡	140円
				21㎡～ 40㎡	160円
				41㎡～100㎡	180円
				101㎡以上	200円
②	井戸水などを使用した場合	排除汚水量を「世帯人数×6㎡」とし、①と同様に計算します			
③	水道水と井戸水などを併用した場合	排除汚水量を「世帯人数×3㎡+水道使用量」とし、①と同様に計算します			

※下水道使用料金は、上記の金額に消費税が掛かります

※②③の場合、世帯人数は住民基本台帳に登録されている人数とします。

【計算例】 1カ月の排除汚水量が24㎡の場合

基本料金 1,600円
 従量料金 10㎡×140円＝1,400円
 4㎡×160円＝ 640円
 合 計 3,640円
 消費税(5%)を掛けて3,822円になります。

下水道に接続した最初の月は、水道使用量を開始日と基準検針日により日割り計算し、使用料を算出します(新築家屋は除く)。この場合、処理の関係上、検針員がお渡しする「使用水量と料金のお知らせ」の記載が、実際の水量および使用料と異なる場合がありますので、通帳や納付書などでご確認ください。

ご存じですか

浄化槽のこと

美しく清らかな水環境を守り、次世代へ残していくために、公共下水道とともに大切な役割を果たしている「浄化槽」について紹介します。



◆**浄化槽とは** 浄化槽は微生物の働きにより、し尿や雑排水を浄化し、河川などに放流する施設です。し尿と生活雑排水を併せて処理できる合併処理浄化槽は、公共下水道とともに水環境の保全に大きく貢献しています。

◆**設置費用の補助** 市では合併処理浄化槽を設置する方に対して、設置費用の一部を補助しています。補助要件など詳しくは、設置前に必ず下水道課に問い合わせください。

補助金額の例

5人槽相当の浄化槽の場合
補助金額 332,000円

◆**浄化槽の維持管理** 浄化槽は、水中の微生物の力を借りて汚れた水を浄化しています。微生物が元気にな

るような環境を作るには、適正な維持管理（①保守点検 ②清掃 ③法定検査）が必要です。

①保守点検 浄化槽の機能を維持するために、機器類の調整や消毒薬の補充などを行います。点検回数は処理方式によって異なります。

②清 掃 浄化槽には、少しずつ水に溶けない固形物や汚泥がたまっていきます。これらの引き抜きを年1回以上行わなければいけません。

③法定検査 使用開始後、3カ月を経過した日から5カ月の間に行う「設置後の水質検査」と毎年1回行う「定期検査」があります。

⚠ 浄化槽関係業者を名乗る不審な訪問販売などには、十分気を付けてください。

問い合わせ 下水道課(内線117)